

## 令和元年度第9回総会（月例）議事録

日 時	令和元年11月28日（木） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （16名）	松下 清美（会長代理） 有村 伊智博      有村 浩一      岩元 節朗      上四元 正昭 仮屋 幸孝      堂免 修      豊留 辰男      弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀      永尾 寛      中村 秀彦      鳩宿 隆雄 福永 大悟      室屋 智美      横峯 明人
欠席委員 （3名）	上入來 幸一（会長） 園山 一則 堀之内 薫
事務局	事務局長 木口屋 主 幹 榊 支局主任 大小田、村田、末永、吉永、東、溝川、今吉、濱畑、引地 専門員 大久保、矢崎、有田 主 査 内村、水盛、取違、井上、二俣、原口 主 事 塩田 主 任 鮫島、山本、飯田 主 任 羽生
農政総務課	主 任 羽生
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 6 非農地認定に関する件 7 農地利用変更届出に関する件 8 農用地利用集積計画に関する件 9 相続税の納税猶予に関する件 10 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 5 賃借料情報の提供について 6 農地台帳システム入替に伴う総会資料の一部変更について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第9回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、会長が全国会長大会へ出席のため欠席につき会長代理の私が議事進行いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中16人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上入来委員、園山委員、堀之内委員から出されています。</p> <p>担当地区本庁の発表は、園山委員に代わり事務局となります。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、岩元委員、横峯委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～7 ページ 13 件</b>	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。  番号1号、譲受理由：受贈、譲渡理由：贈与、権利の種別の内容：所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。  番号2号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  番号3号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  番号4号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。  番号5号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、12番委員お願いします。</p>
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。  番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号7号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。  番号8号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、16番委員お願いします。</p>
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。  番号9号、新規就農、相手要望、所有権移転、売買。  以上です。</p>

議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号10号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号11号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号12号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号13号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
<b>議題2. 農地転用事業計画変更に関する件</b> <b>8ページ 2件</b>	
議 長	次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」本庁の番号1号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 それでは、本庁、事務局お願いします。
事 務 局	それではご報告します。 番号1号、許可日及び許可番号：平成30年9月28日、農委第3015-1号及び2号、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画、貸駐車場、1, 443㎡、変更前の事業計画、貸駐車場、2, 652㎡。 変更計画の概要、貸駐車場の面積を縮小し、太陽光発電に変更。2948番3については実測779㎡のうち450㎡。 番号2号、許可日及び許可番号：平成30年9月28日、農委第3015-1号及び2号、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画、太陽光発電、変更前の事業計画、貸駐車場、変更計画の概要、貸駐車場の面積を縮小し、太陽光発電に変更。2948番3については実測779㎡のうち329㎡。 当該番号1及び2は、4条 番号1と同時申請となります。

	<p>9ページをお開きください。</p> <p>番号1</p> <p>転用目的・施設等：発電施設、太陽光発電、1, 298㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…公園、他人畑、西…雑種地、山林、南…別件事変申請地、北…山林、他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、市役所本庁舎から南西に約5.8kmに位置する第2種その他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、申請地を平成30年9月28日付けで貸駐車場として5条許可を受けましたが、一部について、貸駐車場の転用行為がないまま、太陽光発電施設に転用していたため、今回、事業計画変更と4条許可申請を行ったものです。</p> <p>申請人に経緯を聴取したところ、許可後の農地について、事業計画変更の手続きを経ないまま、当該施設を設置したとのことでした。</p> <p>当該施設に係る九州経済産業局許可</p> <p>につきましては、平成31年1月に申請が行われ、同年3月に認定許可を取得したこと、同年8月には九州電力との系統連系契約も成立していることを確認済です。</p> <p>なお、発電施設の規模としましては、太陽光パネル330枚、発電出力49.5kwで、約10世帯分の年間消費電力をまかなうこととなります。</p> <p>以上のような経緯から、本件につきましては、始末書添付の上、申請書が提出されました。申請人及び申請代理人に対しましては、今後このようなことのないよう指導しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地 法第4条許可申請に関する件」番号1号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

<b>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件</b> <b>9ページ～10ページ 2件</b>	
議 長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど本庁の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の1件について審議していただききたいと思えます。</p> <p>それでは、松元、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、転用目的・施設等：庭敷地、庭敷地9. 20㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から東へ約2.8kmに位置する第3種農地の都市計画用途区域内農地に該当します。</p> <p>申請人は、平成2年に自己所有宅地に住宅を建築した際、宅地に隣接する該当地を一体利用する形ですすでに転用していたことから、今回始末書添付の上申請されたものです。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目直しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</b> <b>11ページ～16ページ 17件</b>	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず始めに、12ページ、谷山の番号7号につきましては、第8回総会において、「買受適格証明願に関する件」で審議済ですので、今回は、報告事項になりますことをお知らせします。</p> <p>まず、谷山、1番委員お願いします。</p>

<p>1 番 委 員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：使用貸借権、設定、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟62.10㎡、庭敷地等386.90㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、宅地、私道、西・北…他人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、店舗等、給油所1,500.62㎡、東…県道、西…宅地、南…市道、北…市道、宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…油水分離槽。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>申請地は、谷山支所から北北西へ約4.1km、県道小山田谷山線と市道小松原山田線が交わる交差点近くで、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>譲渡人は平成29年1月に農地法第3条許可により申請地を取得し、その後平成29年11月に農地利用変更届がなされ、畑として利用していました。</p> <p>隣接地には譲渡人が役員を務める給油所がありますが、今般、県道小山田谷山線の道路拡幅工事に伴い、給油所のタンク施設の移設を余儀なくされたことから、申請地を含む宅地等と一体利用して給油所を移転し、営業をすることとなったため、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>以上のことから、転用はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟67.50㎡、庭敷地等264.77㎡、東…他人畑、西…宅地、市道、南・北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、車両置場、車両置場585.00㎡、東…他人畑、西…宅地、南…雑種地、北…宅地、山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟66.86㎡、庭敷地等439.14㎡、東・西…宅地、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号6号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟101.02㎡、庭敷地等256.98㎡、東…里道、西・南…他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号7号、所有権移転、競売、資材置場、貸資材置場311.00㎡、東…他人畑、西・北…市道、南…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>さきほど議長から説明がありましたとおり、番号7号は第8回総において「買受適格証明願に関する件」で審議済ですので、今回は報告事項となります。</p> <p>以上です。</p>
----------------	---

議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場831.00㎡、法面166.00㎡、東…市道、西…他人畑、南…里道、他人畑、北…雑種地、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場448.17㎡、法面73, 83㎡、東・南…他人畑、山林、西…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号10号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟84.46㎡、車庫1棟35.96㎡、庭敷地等368.58㎡、東・南…貸人畑、西…市道、北…宅地、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場1,140.00㎡、駐車場80.00㎡、東…宅地、西…市道、南…他人畑、北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号12号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟51.30㎡、車庫1棟32.03㎡、庭敷地等415.67㎡、東…雑種地、西…市道、南…貸人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場783.00㎡、東…市道、西…他人畑、南…雑種地、北…山林、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
12番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場106.00㎡、駐車場等309.00㎡、東…市道、西…他人畑、南…河川、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場606.89㎡、倉庫1棟180.50㎡、通路等417.69㎡、東・南…宅地、西・北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟125.44㎡、庭敷地508.66㎡、通路61.90㎡、東・南…宅地、西…里道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟117.32㎡、庭敷地413.80㎡、法面等946.66㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南西へ3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>受け人は建設業を営んでおり、今年の7月に自宅を新築しましたが、該当地に農地が含まれており、農地法の許可が必要であることを知らずに転用していたため、今回始末書添付の上申請されたものです。</p> <p>申請地は、隣接する山林と宅地を一体利用し総面積は1,477.78㎡ですが、市道及び北側に法面及びがけ地が存在しているため、がけ地規制等により、実際に使用できる有効面積は531.12㎡となっております。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」16件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

<b>議題 5. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件</b> <b>17 ページ～18 ページ 4 件</b>	
議 長	<p>次に、議題 5. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>伊敷、桜島地域に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件」4 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<b>議題 6. 非農地認定に関する件</b> <b>19 ページ～23 ページ 9 件</b>	
議 長	<p>次に、議題 6. 「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本庁、事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、調査結果：住家 1 棟、39 年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、1 番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 2 号、調査結果：倉庫 1 棟、39 年経過、現況宅地。</p> <p>番号 3 号、調査結果：住家 1 棟、51 年経過、現況宅地。</p> <p>番号 4 号、調査結果：住家 1 棟、39 年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7 番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 5 号、調査結果：1305：檜、約 40 年経過、現況山林。1306：杉、約 50 年経過、現況山林。</p> <p>番号 6 号、調査結果：2878：杉、唐竹自然繁茂、約 40 年経過、現況山林。</p> <p>3943-3：杉、約 30 年経過、現況山林。</p> <p>番号 7 号、調査結果：住家 1 棟、55 年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>

議	長	次に、吉田、12番委員お願いします。
12番委員		ご報告します。 番号8号、調査結果：2065-3：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。2251-2：榎、雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議	長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員		ご報告します。 番号9号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議	長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
<b>議題7. 農地利用変更届出に関する件</b> <b>24ページ 1件</b>		
議	長	次に、議題7.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、喜入、16番委員お願いします。
16番委員		ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：令和元年12月1日、工事終了日：令和元年12月31日、周囲の状態：東…山林、水路、西…農道、南…水路、北…市道、境界…土留、作物…野菜、高さ…1.0～1.8m、搬入土…シラス、黒土。 この件につきまして補足説明をいたします。 申請者は、農地の利用変更を行う際には農業委員会の承認が必要であることを知らず、すでに自身で工事を開始させていたため、今回変更届出書に始末書を添付させ承認を得ようとするものです。申請者には代理人を通じ、農地の利用変更には農業委員会の承認が必要であることを指導しました。
議	長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

<b>議題 8. 農用地利用集積計画に関する件</b> <b>25ページ～33ページ 13件</b>	
議 長	<p>次に、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。  それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」について、ご説明申し上げます。  25ページをお開きください。</p> <p>「議案第 8 号」、令和元年 11 月 29 日公告予定の、農用地利用集積計画調書  について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権 5 件 5, 913㎡、うち新規 4  件 4, 997㎡、賃借権 8 件 12, 713㎡、うち新規 7 件 12, 167㎡、所  有権移転はなし、合計 13 件 18, 626㎡、うち新規 11 件 17, 164㎡と  なっております。</p> <p>次に、26ページは、使用貸借権の期間別内訳です。</p> <p>「3年」が 2 件、「5～10年未満」が 1 件、「10年」が 2 件となっております。</p> <p>次の 27ページは、賃借権の期間別内訳です。</p> <p>「1～3年未満」と「5年」が各 1 件、「5～10年未満」と「10年」が各 3  件となっております。</p> <p>次の 28ページは、総括表です。下の合計欄をご覧ください。</p> <p>権利の種類は、使用貸借権 9 筆、賃借権 12 筆、計 21 筆です。</p> <p>面積は、田 3, 604㎡、畑 11, 428㎡、樹園地 3, 594㎡、合計 18,  626㎡、うち更新分は、1, 462㎡です。</p> <p>「利用権等の設定をする者、及び受ける者の数」は 13 人、うち更新は 2 人  です。</p> <p>議案書の 29ページから 33ページは、農用地利用集積計画の内容です。  お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている  と考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農用地利用集積計画  に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 9. 相続税の納税猶予に関する件 34 ページ 1 件	
議 長	次に、議題 9. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、15 番委員お願いします。
15 番 委 員	資料の 34 ページをお開きください。 対象農地は、市街化区域内の農地であり、この調書は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から 20 年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除するという、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。 この制度を利用すると、申請人は 3 年に 1 度、農業委員会が発行する証明書を添付して税務署へ届け出ることになっております。 今回 1 件の申請があり、去る 11 月 13 日に 13 番委員、私、事務局職員 4 名で現地調査を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。 相続開始は平成 19 年 1 月 20 日、申請人は被相続人の子で、今回が 5 回目の申請でございます。 調査しました特例適用農地は全て畑であり、1 から 3 は続き地であり、ビニールハウス 5 棟にカイワレ、三つ葉を水耕栽培中、春菊、水菜、パクチーを作付中でした。 特例適用農地 4 については、硬質ハウス 2 連棟 1 棟に、ほうれん草、水菜、パクチー、春菊を作付中であり、露地にブロッコリーを作付中でした。 したがって、今回の特例適用農地において、申請人が引き続き農業経営を行っていることを確認できましたので、「引き続き農業経営を行なっている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 9. 「相続税の納税猶予に関する件」1 件につきましては、原案どおり決定することにいたします。

議題 10. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料2 77件	
議 長	次に、議題 10.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料2です。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。2ページです。 調査筆数：17筆、現況確認日：令和元年10月18日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7番委員	ご報告します。3ページです。 調査筆数：13筆、現況確認日：令和元年10月31日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、孟宗竹・キンチク竹・コサン竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	ご報告します。4ページです。 調査筆数：2筆、現況確認日：令和元年10月11日、農地・非農地の判断結果：大名竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、東桜島、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。5ページです。 調査筆数：5筆、現況確認日：令和元年10月11日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
12番委員	ご報告します。6ページです。 調査筆数：2筆、現況確認日：令和元年10月29日、農地・非農地の判断結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。

議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。7ページです。 調査筆数：9筆、現況確認日：令和元年10月11日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。8ページです。 調査筆数：9筆、現況確認日：令和元年10月24日、農地・非農地の判断結果：杉、クヌギ、真竹・コサン竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	ご報告します。9ページです。 調査筆数：14筆、現況確認日：令和元年10月25日、農地・非農地の判断結果：5筆がクヌギ、杉、真竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、9筆が不耕作により農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8番委員	ご報告します。10ページです。 調査筆数：6筆、現況確認日：令和元年10月9日、農地・非農地の判断結果：檜、杉、孟宗竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」77件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。  議題の審議は以上です。  続きまして、報告事項に入ります。



報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>35ページ 1件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。35ページです。 照会日：令和元年11月7日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年11月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。
<b>2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>36ページ～38ページ 11件</b>	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	36ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は11件です。 登記地目別では、田9筆、6,074.00㎡、畑13筆、5,817.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が9件、その他が2件。権利の種別は、所有権が11件。農業委員会によるあっせん等は、無が11件となっております。 37ページから38ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
<b>3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>39ページ～44ページ 15件</b>	
事 務 局	39ページをお開きください。 報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、その他が1件、合計1件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が12件、駐車場、店舗等が各1件、合計14件となっております。 40ページから44ページは、4条・5条関係15件の内容です。お目通しをお願いいたします。

<b>4. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</b>	
<b>別冊資料3</b>	
議 長	<p>次に、報告事項4「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告事項4 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の9月期については、訪問戸数158戸、うち不在8戸、調査回答戸数150戸、貸出希望9戸150.13アール、借入希望2戸30.00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績は、ありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数2,767戸、うち不在118戸、調査回答戸数2,630戸、貸出希望157戸3,388.36アール、借入希望31戸1,664.00アール、貸出実績11戸127.05アール、借入実績6戸55.08アール、中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<b>5. 貸借料情報の提供について</b>	
<b>別冊資料4</b>	
議 長	<p>続きまして、報告事項5「貸借料情報の提供について」</p> <p>報告事項6「農地台帳システム入替に伴う総会資料の一部変更について」</p> <p>事務局の報告をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>1の趣旨についてですが、 この賃借料情報の提供は、平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料に関する規定が削除され、これにかわるものとして、農地法第52条の規定に基づき、地域における農地の賃借料の目安になるものとして、実勢の賃借料の情報を提供するものです。</p> <p>次に、2の算出方法等については、 平成21年9月に全国農業会議所が示した手引きを参考に、賃借料情報に関するデータを収集し、賃借料水準の計算を行いました。</p> <p>(1)の 賃借料情報データは、 農地台帳より平成30年3月31日から令和元年10月31日までの間に、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告のあった農用地利用集積計画、利用権設定の賃貸借データを使用しました。</p> <p>(2)の 賃借料水準の計算は、 区分ごとの全賃借料データの平均値の1.7倍を超えるものと0.3倍未満の、特殊な取引に係るデータを取り除いた後のデータから10アールあたりの平均額、最高額、最低額を求めました。</p> <p>次に、3の提供区分について、 (1)の 地目は、作付作物から、田・畑・樹園地(茶畑)に分類し、畑のうち、松元地域については、お茶の産地としての地域性を考慮して、一般畑と茶畑に区分しました。</p> <p>(2)の 地域については、 平成16年11月1日の合併前の鹿児島地域及び桜島、吉田、喜入、松元、郡山の6地域に区分し、桜島地域の畑には、桜島地区と東桜島地区を合わせて提供します。</p> <p>なお、同地域に田はないことから地域設定はありません。 また、今回、松元地域の一般畑については賃貸借の実績が5件未満のため記載していません。</p> <p>4の賃借料情報の提供方法については、 (1)の提供方法として 賃借料水準を賃借料情報として、農業委員会だよりと市ホームページに掲載するとともに、農業委員会 本・支局の窓口配布等により提供します。</p> <p>(2)の公表期間は、令和2年12月末までを予定しています。</p> <p>5の賃借料情報の公表案については、裏面のページのとおりです。お目通しをお願いします。</p> <p>以上で、賃借料情報の提供について、報告を終わります。</p>
	<p><b>6. 農地台帳システム入替に伴う総会資料の一部変更について</b> <b>別冊資料5</b></p>

<p>事務局</p>	<p>引き続きまして事務局より、農地台帳システム入替に伴う総会資料の変更について説明します。</p> <p>このことにつきましては、今年7月総会でご案内しましたとおり、農地台帳電算システムについて、国が全国統一を目指し構築した「農地情報公開システム」へ移行することに伴い、来年1月以降変更となるものです。</p> <p>本日は、移行後の議案書案を基に、大きく変更となる部分を中心に説明します。</p> <p>まず、新システムで変更となる部分につきましては、目次の「丸付き数字・網掛け」の議題・報告事項となります。</p> <p>それ以外の事項、目次では主な事例としまして、法務局照会・国土利用計画法及び3条の3届出を例示しましたが、これらは現在の様式と変更ありません。</p> <p>それでは、これまでの議案と大きく変更となる点につきまして、以下ご案内します。</p> <p>1点目、これまでは各議案が「各地域単位」で出力されていましたが、新システムでは、本庁から郡山までの地域が連続して出力される仕様となります。</p> <p>2点目、これまでは各ページの冒頭に「調査委員・発表委員・調査日付」の出力がありましたが、新システムに当該機能はありません。</p> <p>このため、新議案書では、目次の裏側（0ページ）部分に「調査委員・発表委員一覧表」を作成します。</p> <p>3点目、新議案書案の9ページをお開き下さい。「議題9 農用地利用集積計画に関する件」の総括表になります。</p> <p>これまでは、総括表として、貸借及び所有権移転の別、各項目の貸借期間の件数などが4ページにわたり出力されていましたが、新システムでは当該機能がないところでございます。</p> <p>このため、新しい総括表として、事務局が毎月の利用権実績をとりまとめた「統計資料」を議案書の総括表として利用します。なお、9ページの統計表は、平成31年3月分を事例として掲載しました。</p> <p>当該資料は、鹿児島市議会に提案・報告する予算及び決算の基礎資料でもあります。よって今後の総括表は本市議会の予算・決算資料に準じた内容のものを、農業委員会総会でも使用することになります。</p> <p>これまでの総括表と比較し追加される内容ですが、各月の各地域の実績件数・面積が表示されることとなります。</p> <p>ただいまご案内した3点以外（各議案の詳細）につきましては、お手元に配布しました内容のとおりでございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で「農地台帳システム入替に伴う総会資料の変更について」の報告を終了します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>（議事終了：午前10時50分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度第10回総会（月例）開催日時は、 12月26日（木）午後1時15分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</li> <li>・令和元年度第2回合同委員会開催日時は、 12月26日（木）午後2時45分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</li> <li>・令和元年度農談会は、 12月26日（木）午後5時30分開催 アクアガーデンホテル福丸</li> </ul>
7番委員	<p>報告事項ですので質疑はしませんが、37ページの相続人について、住所が福岡や東京になっているものがありますが、あっせん希望は「なし」となっています。</p> <p>備考欄がありますので状況等を記載できないのでしょうか。荒廃農地につながっていく可能性がありますので、農地の状況、例えば地元の親戚が耕作中である等について報告したほうがいいと思います。申請時点で把握はしていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>3条届の申請様式では、あっせん希望についての欄はありますが、該当農地がどのような状況になっているかの項目はありませんし、登記事項証明につきましても任意の提出となっています。そして、申請の記載内容に特段不明なものがなければ受理通知書を交付しています。よって、報告時点における該当農地の状況については、分かっているものもあればそうでないものもあります。</p> <p>ただし、市外相続人の農地については、農地パトロールの対象とする等の工夫はできると考えております。</p>
7番委員	<p>専決時点では農地の記載であっても、現況は山林である場合も多数あると思います。「あっせんなし」で出てくる農地については、本当に使われているのか把握する必要があると常々思っています。</p> <p>事務局が農地パトロールの対象とするということであれば、それは前向きな発言だと考えます。相続農地については、これが農地なんだろうか、という箇所があると思ったので発言しました。</p>
事務局	<p>7番委員さんの意見としては、土地の状況を記載できないのか、ということだと思います。相続については議決事項ではありませんので、申請書をそのまま受け付けるのが基本ですが、農業委員会の責務として遊休農地の解消があり、毎月の利用状況調査や年2回の農地パトロールを実施しているところです。</p> <p>3条届の農地は、申請時点で農地の状況が分かっているか、そうでないかにかかわらず何らかの対応をする必要があると思います。今後、農地パトロール等の対象とすればよいと思います。</p>

議 長	<p>今後は農地パトロール等の対象とするとのことですが、7番委員、よろしいですか。</p>
7 番 委 員	<p>相続で取得した人が、県外在住の方でしたので、農地の状況を確認する必要があるのかを聞いたかっただけです。</p> <p>「現況山林」である農地は、非農地判定を行っていますが、その中に当該農地がないとも限りません。「(3条届)備考欄」に記載がないことが悪いとは言いませんが、現状の利用状況を調べる施策が必要ではないのかということと言いたかっただけです。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会 (午前10時55分)</p>